

多治見市保育園の食物アレルギー対応と
「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の記載例について

重要

多治見市こども健康部保育幼稚園課

1. 多治見市保育園の食物アレルギー対応について

平成27年3月に文部科学省より示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき完全除去対応を実施します。

2. 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表を必ず提出ください

保育園給食での安全な対応や、園外保育（遠足・さんぽ）などで必要な情報となりますので、病院に受診し、主治医へ作成を依頼して下さい。

※作成にかかる費用（文書料など）は令和4年度診療報酬改定において負担がわかりました。
医療機関にてご確認ください。

3. 完全除去対応を基本とします

完全除去対応とは、安全性を最優先とし、アレルゲンを含む料理をすべて食べるか、すべて食べないかの二者択一の対応のことです。食物アレルギーの発症数や重篤度の高さを考慮し、特定原材料は完全除去対応とします。

完全除去対応品目は卵、乳、えび、小麦です。卵と乳について一部特例を設けています。

4. 多段階対応とは

献立によって、アレルゲンを含む給食の量を調整することをいいます。

多段階対応は、人によって食べられる食品も量も様々で、非常に複雑な対応です。そのため重大な事故につながる恐れがあります。

現在、食物アレルギーの治療は「正しい診断に基づき、食べられる範囲（量）までは食べる」ということになっています。しかし、

「何グラムまでは食べられるので、給食もそこまでは出してください」という対応は治療の段階であり、保護者の目の届かない保育園では発症のリスクがあるため、おこなえません。



5. 保育園給食で使用しない食品

アレルゲン表示対象品目28品目

給食対応	食品名
義務表示品目	かに、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）
推奨表示品目	アーモンド、カシューナッツ、マカダミアナッツ、あわび、いくら、キウイフルーツ、やまいも

【例】完全除去対応

卵の場合	<p>多段階対応</p> <p>・生卵が食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>卵が含まれるため給食では提供しません</p> <p>特例 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の「E. 特記事項」に医師による下記の記入がある場合は提供します。</p>
	<p>・親子煮やオムレツは食べられる</p> <p>  </p>	<p>①卵料理が食べられる場合</p> <p>加熱卵なら1個食べても問題なし または</p> <p>加熱卵で鶏卵1個は食べられることを負荷試験確認済み</p> <p>②マヨネーズが食べられる場合</p> <p>マヨネーズは可</p> <p>③①・②が両方食べられる場合</p> <p>加熱卵とマヨネーズが食べられる</p>
乳の場合	<p>多段階対応</p> <p>・飲用牛乳が飲めない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>乳製品が含まれるため給食では提供しません</p> <p>特例 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の「E. 特記事項」欄に医師による下記の記入がある場合は提供します。</p> <p>※①②ともに飲用牛乳を豆乳またはお茶に代替することが条件です。</p>
	<p>・パンやシチューは食べられる</p> <p>  </p>	<p>【給食のパン提供が可能となる基準】</p> <p>≪目安量は保育園給食用のパンの乳たんぱく質量を考慮しています。≫</p> <p>1斤340g市販食パン目安量:園児(6枚切1枚)</p> <p>①パンを含めた乳・乳製品料理を食べることができる場合</p> <p>牛乳200mlまではOK または</p> <p>牛乳を200ml飲めることを負荷試験で確認済み</p> <p>②パンのみ食べられる場合</p> <p>給食のパンは食べても問題なし</p>
えびの場合	<p>多段階対応</p> <p>・えびの天ぷらは食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>えびが含まれるため給食では提供しません</p> <p></p>
	<p>・えびのグラタンはえびを除いて食べられる</p> <p> </p>	
小麦の場合	<p>多段階対応</p> <p>・パン1個は食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>小麦が含まれるため給食では提供しません。食べられる量の対応も行いません</p> <p></p>
	<p>・パン1/2量は食べられる</p> <p> </p>	

< 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記載例 >

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前: _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 保育園 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

食物アレルギー (あり・なし) アナフィラキシー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 ① 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 ② 即時型 ③ その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他) B. アナフィラキシー病型 ① 食物 (原因 小麦) ② その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛) C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 ① 鶏卵 () ② 牛乳・乳製品 () ③ 小麦 () ④ ソバ () ⑤ ビーナッツ () ⑥ 大豆 () ⑦ ゴマ () ⑧ ナッツ類* () ⑨ 甲殻類* () ⑩ 軟体類・貝類* () ⑪ 魚卵* () ⑫ 魚類* () ⑬ 肉類* () ⑭ 果物類* () ⑮ その他 () *は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること D. 緊急時に備えた処方薬 ① 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) ② アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 ③ その他 ()	保育所での生活上の留意点 A. 給食・離乳食 ① 管理不要 ② 管理必要(管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 ① 不要 ② 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベプティエット・エレメンタルフォーミュラ その他() C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 ① 鶏卵: 卵殻カルシウム ② 牛乳・乳製品: 乳糖 ③ 小麦: 醤油・酢・麦茶 ④ 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ⑤ ゴマ: ゴマ油 ⑥ 魚卵: かつおだし・いりこだし ⑦ 魚類: エキス ⑧ 肉類: エキス D. 食物・食材を扱う活動 ① 管理不要 ② 原因食材を教材とする活動の制限 (小麦) ③ 調理活動時の制限 (小麦) ④ その他 ()	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
	病型・治療 A. 症状のコントロール状態 ① 良好 ② 比較的良好 ③ 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) ① ステロイド吸入薬 剤形: _____ 投与量(目): _____ ② ロイコトリエン受容体拮抗薬 ③ DSGO吸入薬 ④ ベータ刺激薬(内服・貼付薬) ⑤ その他 () C. 急性増悪(発作)治療薬 ① ベータ刺激薬吸入 ② ベータ刺激薬内服 ③ その他 () D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)	保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して ① 管理不要 ② 防ダニ剤等の使用 ③ その他の管理が必要() B. 動物との接触 ① 管理不要 ② 動物への反応が強いため不可 動物名: () ③ 飼育活動等の制限() C. 外遊び、運動に対する配慮 ① 管理不要 ② 管理必要 (管理内容:) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
 同意する _____
 同意しない _____

保護者氏名 _____

アレルギーのある食材を給食で食べることができると診断された場合、
 「保育所での生活上の留意点」の「E. 特記事項」に、下記の記載例のように記入依頼をしてください。

◆卵のアレルギー

①卵料理が食べられる場合

加熱卵なら1個食べても問題なし または **加熱卵で鶏卵1個は食べられることを負荷試験確認済み**

②マヨネーズが食べられる場合

マヨネーズは可

③①・②が両方食べられる場合は、**加熱卵とマヨネーズが食べられる**

◆乳・乳製品のアレルギー

※①、②どちらとも飲用牛乳を、豆乳かお茶に代替することが条件です。

【給食のパン提供が可能となる基準】

≪目分量は保育園給食用のパンの乳たんぱく質量を考慮しています。≫

1斤340g市販食パン目分量: **園児(6枚切1枚)**

①パンを含めた乳・乳製品料理を食べることができる場合

牛乳200mlまではOK または **牛乳を200ml飲めることを負荷試験で確認済み**

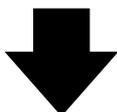
②パンのみ食べられる場合

給食のパンは食べても問題なし

多治見市保育園の食物アレルギー対応申込みの流れ

1. 入園受付時

「保育所生活管理指導表(アレルギー疾患用)」「様式8」をもらう

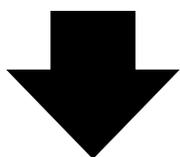


2. 医療機関に受診

医師の診察、検査の結果を「保育所生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に記述してもらう

※記述には1週間程度かかる場合があります。

再受診の可能性があるので、日程に余裕を持って受診してください。



3. 入園決定先の園長よりアレルギー面談日の連絡があります

《 面 談 日 》

令和 年 月 日() 時 分～

<持ち物>

1. 医師の診断を受けた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
2. 筆記用具(黒・赤ボールペン)

<面談内容>

- ・アレルギーチェック表の記入方法
- ・原材料明細の配付と確認の説明
- ・様式2 アレルギー児における緊急時対応 の記入
- ・備蓄品の原材料明細の確認
- ・その他確認事項等

ご不明な点は下記までお問い合わせください

問い合わせ先: 多治見市こども健康部保育幼稚園課 TEL23-5947